

令和4年10月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（LPガス用）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちウォーターサーバー1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
扇風機1件、ベッドフレーム1件、椅子1件、
電動ユニット（車いす用）1件、折りたたみテーブル1件、自転車1件） | 8件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち折りたたみ電動アシスト自転車1件、電気洗濯乾燥機1件、
椅子1件、物置1件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
サーキュレーター1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、電気洗濯機1件、
バッテリー（リチウムポリマー、模型用）1件、
充電器（バッテリー用）1件） | 10件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900782、A202000438、A202100316、A202100383、A202100433、A202100535、A202100693を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100433	令和3年8月13日	令和3年9月9日	椅子	90434980	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品に着座中、当該製品の脚部が外れ、転落し、臀部を負傷した。 調査の結果、当該製品は、使用者が組み立てる際に座面と脚部を固定するねじを十分に締め付けなかったため、着座した際の負荷で座面から脚部が外れたものと考えられるが、脚部側のねじ挿入穴の径が設計値よりも小さいため、ねじが締め付け難くなっていたことも事故発生に影響したものと推定される。 なお、組立説明書には、組立て時のねじの締め付けや挿入量に関する情報は記載されていなかった。	兵庫県	令和3年9月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100535	令和3年9月23日	令和3年10月14日	電動ユニット(車いす用)	X0F2	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品でスロープを走行中、当該製品の右車輪が空転して左に曲がり、壁に右手をついて、右肩を負傷した。 調査の結果、当該製品は、右車輪のクラッチピンを支えているプレートのねじの締め付け状態が適切でなかったため、使用中の振動等でねじが緩み、脱落したことにより、モーターの回転が右車輪に伝達されない状態になり、異常を検出して左右のモーターが停止した際、左車輪のみ停止して右車輪は惰性で回転し、車両が左車輪を支点にして左に旋回して事故に至ったものと推定される。	茨城県	令和3年10月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100693	令和3年10月12日	令和3年12月13日	折りたたみテーブル	UC6-CPTGBK	株式会社武田コーポレーション (輸入事業者)	重傷1名	当該製品に座ったところ、天板部の一部が破損し、転倒、臀部を負傷した。 調査の結果、当該製品の外袋に折りたたみ椅子の取扱説明書を兼ねたタグラベルが誤って取り付けられていたため、折りたたみ椅子と誤認した使用者が当該製品に座ったところ、天板部と脚の接合部が外れて転倒したものと推定される。	群馬県	令和3年12月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202200569	令和4年9月23日	令和4年10月25日	自転車	YGA309	ピープル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	幼児が当該製品を使用中、他の幼児(1歳)がチェーン付近に手を入れて左手指を挟み、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、子供が後輪ギア付近に手を入れることが出来る構造で、チェーンを触って怪我をしたものと考えられる。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月14日 令和4年10月17日からリコールを実施(特記事項を参照)

椅子（管理番号:A202100433）



電動ユニット（車いす用）（管理番号:A202100535）



折りたたみテーブル（管理番号:A202100693）

